

前払金保証証書（包括型）

発効日：2020年10月1日

保証対象入居者：下記対象施設において前払金を支払った入居契約者様（※）

当会社は、前払金保証契約款の定めに従い、保証対象入居者が事業者（保証委託者）に支払った前払金の返還債務につき、下記保証金額（保証限度額）又は入居契約等で定めた予定償却期間のうち残存する期間に係る額のいずれか低い方の金額を一入居契約（一室）あたりの限度として保証します。

（※）下記対象期間内に新規入居又は前払方式への切替をされた入居者が対象になります。

（公益社団法人 全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度の対象者を除く。）

記

事業者名	株式会社東急イーライフデザイン
対象施設	グランケアあざみ野
保証金額	金 5,000,000 円（一入居契約（一室）あたり保証限度額）
保証開始日	発効日又は事業者が入居者から前払金を受け取った日のいずれか遅い日
保証終了予定日	事業者の前払金返還債務が消滅した日
保全対象の前払金	前払金
返還金額算定方法	入居契約等の定めに従い算出する
入居契約日・切替日	2020年10月1日～2029年10月31日

以上

東京都港区赤坂二丁目17番47号

不動産信用保証株式会社



（個人情報の利用目的）

当社は、お客様の個人情報を、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項第8号もしくは第54条第1項第6号又は老人福祉法第29条第9項もしくは第14条の4に規定する前払金の保全措置として行う事業および事業に付帯した業務の目的の遂行上に必要な範囲でのみ利用します。

この保証証書は電子文書が原本です

前払金保証契約約款

当会社は、保証金を支払ったときは、その金額の限度内において、入居者等が事業者に対して有する権利を取得します。

2. 当会社は、保証金を支払ったときは、前項の権利の保全及び行使に必要な書類の提出を入居者等に請求することができます。

第17条（譲渡及び質入れの禁止）

入居者等は、当会社の承諾を得ないで、入居者等の事業者に対する前払金返還請求権、又は保証金の支払請求権を譲渡又は質入れすることはできません。

第18条（管轄裁判所）

本約款の保証契約に関する訴訟については、当会社の本店所在地を管轄する裁判所を合意による専属的管轄裁判所とします。

第19条（その他）

本約款に定めのない事項については、民法その他の法令に従うものとします。
(2021.4 制定)